

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C（以下「事業場」という。）において、事務職として主に総務人事関係業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成○年○月○日午後○時○分頃、請求人は被災者の部屋があまりに静かなので様子を見に行ったところ、被災者が自室の中で倒れていたという。被災者は、D病院へ救急搬送されたものの、同病院にて死亡が確認された。死亡診断書には、死亡したとき「平成○年○月○日午後○時○分」、直接死因「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、D病院E医師作成の死亡診断書及びF医師作成の意見書から、被災者は、平成○年○月○日に「くも膜下出血」を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。別紙3。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、認定基準に基づいて判断すると、以下のとおりである。

(3) 異常な出来事について

本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実
は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね1週間の勤務状況をみると、発症当日である平成○年○月○日は休日であり、前日の労働時間は5時間42分、発症前1週間の総労働時間は34時間29分であることから、長時間労働であるとは認められない。

なお、被災者の元同僚であるGやHの申述等からみて、被災者が退勤の打刻

をした後、レジ締め作業等を行うために10分から30分程度の時間外労働を行っていたことは事実であると推認されることから、当審査会においては、勤務日1日当たりの時間外労働を30分と仮定し、同時間を加算することとして労働時間の算定を行うも、本件疾病の発症前1週間の総労働時間は36時間59分にとどまるものであり、この場合においても、被災者が短期間の過重業務に従事したとは認められないものである。

(5) 長期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね6か月間の勤務状況をみると、決定書理由で認定するところによると、発症前1か月ないし6か月間の1か月当たりの時間外労働時間数は、発症前1か月間が3時間54分、同2か月間が13時間20分、同3か月間が9時間36分、同4か月間が7時間29分、同5か月間が5時間59分、同6か月間が5時間15分と算定されているところ、当審査会是一件記録を精査したが、同時間数は、勤務実績表及び人事システムログのほか、会社関係者からの聴取内容等を十分斟酌し最大限みた時間であると判断できるものであり、いずれの月をみても1か月当たり45時間を超えておらず、長時間の労働に従事したとは認めることができない。

なお、平成○年○月頃について、同僚の異動に伴い職場の人員が減ったことが認められ、被災者にはある程度の心身両面における負荷があったと推認されるものの、上記認定した時間外労働時間数に鑑みると、その程度は大きなものであったとは判断し得ず、また、当該人員減は本件疾病発症前6か月より前のことであり、本件疾病の発症に影響をもたらしたとは判断できない。

したがって、被災者が長期間の過重業務に従事したものとも認められない。

(6) さらに、請求人が主張する持ち帰り残業等についても検討したが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、仮に一部仕事を自宅に持ち帰ることがあったとしても、業務の本質的な部分を自宅で行うことは不可能であったと考えられるものであり、審査官が認定した時間外労働時間数を超えるものではないと判断する。

(7) 被災者は、血圧及びLDLコレステロールが高値であったが、本件疾病の発症以前において、特に治療を受けていた事実は認められない。

(8) よって、被災者には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、被災者の本件疾病の発症

は業務上の事由によるものであるとは認められない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。